四　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　電気通信業務障害防止区域	一　［同上］
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
区分	区分
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
当該区域に係る地域の名称	当該区域に係る地域の名称
［一～四〇　略］	［一～四〇　同上］
四一	四一
削除	㈠　愛媛県新居浜市繁本町二番二号（八九・六） ㈡　愛媛県宇摩郡土居町天満西の山乙の一七七（二五一・八）
	〇
	一・九五
	五〇
	愛媛県　新居浜市　繁本町、一宮町、田所町、八雲町、平形町、東雲町、郷
［四二～四六　略］	［四二～四六　同上］
［二　略］	［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。